

事務連絡
令和4年10月17日

各都道府県知事 殿

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室長

感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの
見直しを踏まえた都道府県における対応について（依頼）

第19回（令和4年10月13日）新型コロナウイルス感染症対策分科会における議論等を踏まえ、本日、関係府省庁に対して、「感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）」を发出したところです。

これを踏まえ、業種別ガイドラインについては、今後、平時への移行のプロセスとして、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から合理的な内容となるよう、産業界において、より効果的・効率的な感染対策を踏まえた内容に見直しが見込まれます。

つきましては、各都道府県におかれましても、当該見直しの取組についてご承知おきいただくとともに、都道府県において実施されている事業者向けの各種補助事業等における業種別ガイドラインの取扱についても、引き続き、適切かつ円滑に運用いただきますようお願いいたします。個別の業種別ガイドラインの変更等により、各種補助事業への適用に疑義が生じる場合にはコロナ室あて個別にご連絡・ご相談ください。

- 別添1 第19回（令和4年10月13日）新型コロナウイルス感染症対策分科会資料「業種別ガイドラインの見直し促進の取組」
- 別添2 令和4年10月17日付事務連絡「感染拡大防止と社会経済活動の両立に向けた業種別ガイドラインの見直しについて（依頼）」
- 別添3 業種別ガイドラインの見直しのためのポイント

【問合せ先】

内閣官房新型コロナウイルス等感染症対策推進室
（業種別対策班）

担当者：渡邊、塩田、西尾、立原、本田

TEL：03-6257-3085

MAIL：g.sinngatainnfuru.taisaku001@cas.go.jp

業種別ガイドラインの見直し促進の取組

第19回（令和4年10月13日）
新型コロナウイルス感染症対策分科会 資料

◆業種別ガイドラインは、各業界団体が業態を踏まえた適切な感染防止策を取りまとめ、各事業者の事業活動における感染対策に役立てられている。

○令和2年5月、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」が示され、業種ごとに感染拡大を予防するガイドラインを作成（総数は196）。

◆これまでも、各業界において見直されているが、多くが昨年の内容。

○令和3年8月、感染力の強いデルタ株の流行等を踏まえ、内閣官房コロナ室より（関係府省庁を通じて）各業界団体に対し、全ての業種別ガイドラインについて見直しを依頼し、改訂。その後、見直されているのは一部にとどまる。

◆平時への移行のプロセスの一環として、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、業種別ガイドラインが合理的な内容となるよう、感染対策等に関する最新の情報と見直しのポイントをコロナ室で集約して分かりやすく各業界団体に周知し、適時・適切な見直しを促進。

○令和4年6月15日、新型コロナウイルス感染症対応に関する有識者会議

「業界が自主的に作成する業種別ガイドラインについて、政府として適切に作成支援を行うこと。」

○令和4年9月1日、全国知事会の緊急提言 「各業界で定めている『業種別ガイドライン』については、これまでに蓄積してきた専門家組織の知見に基づき、速やかに見直しを行うよう各業界に対して働き掛けるとともに、適切な支援を行うこと。」

○今後、内閣官房コロナ室より（関係府省庁を通じて）各業界団体に対し、オミクロン株の特性を踏まえた感染対策等の最新情報と業種別ガイドラインの見直しのポイントを情報提供し、合理的な内容への見直しを促進。

【主な見直しのポイント】

- ・適切なマスクの着用（つけなくてもよい場面の明示 など）
- ・適切な対人距離（大声なしの場面では「人と人が触れ合わない距離の確保」など）
- ・効果的な換気（エアロゾル対策、必要な換気量、空気の流れ など）
- ・濃厚接触者に関する扱い（事業所等では基本的に求めない、待機期間の短縮 など）
- ・療養に関する扱い（療養期間の短縮、健康フオローアップセンターへの登録・活用、療養証明書・陰性証明書は不要 など）